

測量業者の皆様へ

国土交通省 東北地方整備局  
建政部 建設産業課

## 「測量業者登録証明書」発行に関するお知らせ

(令和3年4月1日以降の取扱い)

これまで、測量法第55条の5第1項の規定に基づき測量業者として国土交通省に登録されている業者から登録証明願があれば「測量業者登録証明書」を発行してきたところです。

しかしながら、現在は、以下のシステムにより、随時、登録状況が確認できることに加え、新型コロナウイルス感染防止の観点により社会的にリモート化が進んできた状況となってきたことから、東北地方整備局においては、**書面による「測量業者登録証明書」発行は、真に必要なものに限定（以下に例示）**いたしますのでご了承ください。

なお、測量業務の発注機関等が測量業者としての登録（5年ごとの更新を含む）を確認する場合は、以下の方法でご確認いただけます。

### ◆登録状況の確認方法

- ・東北地方整備局長の「登録通知書」（新規・更新登録時に通知されます）・・・別添1
- ・「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」で検索・・・別添2  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000059.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000059.html)  
※情報は毎月更新されます。  
システムに反映されていない場合は、下記までお問い合わせください。

### ◆監督処分（登録の取消し、営業停止処分）の確認

「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」で検索  
<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/>

### ◆登録証明書を発行できるもの（真に必要なもの）※例示

- ・有効期限内に行った登録更新手続き中に更新期限（5年）を迎えた場合
- ・災害の発生に伴う特例措置により登録の有効期間の延長を行った場合
- ・災害等により東北地方整備局長からの「登録通知書」を滅失した場合 など  
（上記HPによるシステムで登録の確認ができない場合に限りです）

### <参考>

国土交通省地方整備局等における「競争参加資格審査申請（定期・随時）」においては、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、「測量業者登録証明書」の提出を省略できることになっております。

#### ■問い合わせ先

東北地方整備局 建政部 建設産業課 建設関連業担当  
電話 022-225-2171（代表） 内線 6152 6158

別添1

東北地方整備局長の「登録通知書」（新規・更新登録時）

国東整建産測 第〇〇〇〇号	
令和〇年〇月〇日	
株式会社 〇〇〇〇 殿	
	東北地方整備局長 公印
測量法に基づく測量業者としての登録について（通知）	
貴殿の申請に係る標記については、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定により、下記のとおり登録したので、同条第2項の規定により通知する。	
記	
登録年月日	令和〇年〇月〇日
登録番号	登録第（〇）-〇〇〇〇号
登録の有効期限	令和〇年〇月〇日
注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和〇年〇月〇日 （この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）	

国東整建産測 第〇〇〇〇号	
令和〇年〇月〇日	
株式会社 〇〇〇〇 殿	
	東北地方整備局長 公印
測量法に基づく測量業者としての登録の更新について（通知）	
貴殿の申請に係る標記については、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定により、下記のとおり登録の更新をしたので、同条第2項の規定により通知する。	
記	
登録更新年月日	令和〇年〇月〇日
登録番号	登録第（〇）-〇〇〇〇号
登録の有効期限	令和〇年〇月〇日
注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和〇年〇月〇日 （この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）	

別添2

建設関連業の登録業者に関する情報提供システム（国土交通省ホームページ）

国土交通省

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 白書・オープンデータ お問い合わせ・申請

土地・不動産・建設業

建設業 建設市場整備 不動産

ホーム > 政策・仕事 > 土地・建設産業 > 建設産業・不動産 > 建設関連業の登録業者に関する情報提供システム

建設業

- 建設業 トップ
- 建設業の許可
- 経営事項審査
- 建設業に係る登録制度
- 公共工事の入札契約制度
- 共同企業体制度(入札)
- 建設工事紛争審査会
- 建設業の国際展開支援施策
- 所管法令・通達一覧
- 建設業法令遵守
- 審議会・研究会報告等
- 建設工事標準準則契約約款
- ガイドラインマニュアル
- 統計データ

建設市場整備

建設関連業の登録業者に関する情報提供システム

<注意事項>

[1]情報提供システムで提供している登録業者情報は、各業の登録に際して提出された書面から、一部を除くの上、転記し作成した二次情報です。転記に際して誤り等が含まれる可能性を十分にご理解いただくとともに、公式の登録内容を確認する必要がある場合は、各地方整備局等において書面の閲覧を行っていただくようお願いいたします。

[2]本システムにおいて提供する電子情報の複写、再配布、加工については特に制限はありません。ただし、複写、再配布、加工の元としている情報が二次情報であることを明記しておいてください。

[3]本システムは毎月の更新において最新の情報のみを提供します。必要に応じ、適宜ダウンロードをおすすめします。**毎月の更新により最新情報に書き換えられるため過去データはごさいません。**

[4]本システムに関して、提供した情報に基づいて被った一切の損失、損害等については、国土交通省は責任を負いません。

情報提供システムを利用する場合は、上記注意事項に同意したものと見なします。

平成26年4月より全データの一覧が閲覧可能となっております。

※クリックして開いたウィンドウから「保存」を選択し、ハードディスク等に保存の上、ご利用下さい。**保存していないファイルで実行するとエラーが起きます。**

- 建設コンサルタント (14MB)
- 地質調査業者 (3MB)
- 測量業者 (23MB)

このファイルをダウンロード